

市役所で活躍したい！熱意あふれる人を募集！！

市・教育委員会は、平成25年度に採用する職員の追加募集および、非常勤嘱託職員の採用を行います。京田辺を誰もが住んでみたいと思えるまちにするため、高い志と熱意あふれる人を求めます。

募集職種・試験の日程など

募集する職種	資格	募集人数	受付期間	1次試験日	採用予定	問合せ先
事務職員	昭和57年4月2日以降に生まれた人	各若干名	1月4日(金)～10日(木)	1月20日(日)	4月1日	職員課
保育士・幼稚園教諭						
技術職員(土木)						
事務職員(歴史・文化事務)		1人				

※保育士・幼稚園教諭は、両資格が必要です。事務職員(歴史・文化事務)は、学芸員などの資格が必要です。いずれも、取得見込みを含みます。

市が募集する職種	資格	受付期間	1次試験日	採用予定	問合せ先
一般事務	昭和23年4月2日以降に生まれた人(定年65歳)	1月4日(金)～10日(木)	1月27日(日)	4月1日	職員課
家庭相談員					
訪問調査員					
教育委員会が募集する職種					教育総務室
学校図書館司書					
留守家庭児童会主任指導員					

申込方法・問合せ先

試験案内を確認し、申込書を書いて、写真(申込前6カ月以内撮影、正面・脱帽・上半身、縦4cm×横3cm)を貼り、必要な免許証などの写しを添えて、本人が持参してください。職種によって申込・問合せ先が異なります。郵送・代理人による提出は受け付けません。申込・問合せ先＝▼職員課(☎64-1324) ▼教育総務室(☎64-1391) 平日午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時を除く)

試験案内はインターネットからダウンロードできます。

京田辺市職員募集ホームページアドレス <http://www.kyotanabe.jp/category/2-10-0-0-0.html>

平成25年度
京田辺市
職員採用情報
追加募集

職種	応募要件
幼稚園教諭	幼稚園教諭免許を有する人
生活介助員	児童生徒の健全育成に熱意を有する人で、月～金曜日の児童生徒の登校日に勤務できる人
学級運営支援員	
看護師	看護師(准可)免許または養護教諭免許を有する人で、修学旅行・林間学習の実施期間中に、学校で不在となる養護教諭の代わりとして、5・6月中で数日間勤務できる人
給食調理師	調理師免許を有する人
指導員	児童の健全育成に熱意を有する人で、月～金曜日と隔週の土曜日に業務に従事できる人
代行指導員	児童の健全育成に熱意を有する人
図書館業務補助員	次のいずれかに該当する人 ①司書または司書補の資格を有する人 ②図書館業務の経験を有する人 ③学校教育法による大学(短期大学を除く)に在籍し、図書館に関する科目を履修している学生
野外活動指導員	野外活動経験者または野外活動に熱意を有する人
用務員(学校・幼稚園など勤務)	清掃その他の労務作業ができる人

職種	応募要件
一般事務	窓口対応・書類作成などの事務補助・マイクロソフトワードおよびエクセルの基本操作ができる人
保育士	保育士の登録を受けている人
児童厚生指導員	保育士または学校教育法の規定により、幼稚園・小学校などの教諭免許を有する人
保育所・児童館保育などパート	保育所での勤務経験や育児経験のある人
保健師	保健師免許を有する人
助産師	助産師免許を有する人
看護師	看護師免許を有する人
介護支援専門員	介護支援専門員の登録を受けている人
精神保健福祉士	精神保健福祉士の登録を受けている人
医療事務	医療事務の講座などを修了し、実務経験により技能を有する人
家庭相談員	社会福祉士・児童福祉士に就任した経験のある人など
管理栄養士	管理栄養士免許を有する人
給食調理師	調理師免許を有する人
環境衛生技術員	ごみ収集作業などができる身体強健な人
用務員	清掃その他の労務作業ができる人
宿日直員	警備・電話応対・来庁者応対ができる人

アルバイト登録者を募集
受付期間は1月15日から25日まで



国保・後期高齢者医療 保険税(料)を年金天引き 4・6・8月は2月と同じ金額に

市は、国民健康保険(国保)・後期高齢者医療の保険税(料)を特別徴収(年金天引き)しています。

2月に国保税・後期高齢者医療保険料を特別徴収で納付する人は、4・6・8月も2月と同額を特別徴収します。ただし、6・8月は調整月のため、2月と徴収額が変わる場合があります。また、世帯主が4月から平成26年3月末までに75歳になる場合、国保税は特別徴収されません。

なお、次の要件を満たす人は、4月以降、新たに後期高齢者医療保険料が特別徴収となる場合があります。

- ▼後期高齢者医療の被保険者
- ▼年額18万円以上の年金を受給し、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が特別徴収の対象となる年金額の2分の1を超えない

特別徴収を希望しない人は、次のとおり口座振替の手続きをしてください。一度手続きすると、翌年度以降も引き続き口座振替となります。

手続方法＝①市内の指定金融機関に通帳・通帳に登録した印鑑・保険証を持参し、口座振替依頼書を提出②国保医療課に口座振替依頼書の控え・保険証を持参

1月29日(木)までに申請すると、4月分から口座振替となります。

市内の指定金融機関＝京都銀行・南都銀行・京都信用金庫・京都中央信用金庫・京都やましろ農業協同組合・ゆうちょ銀行(郵便局)

申請・問合せ先＝国保医療課(☎64-1332、☎64-1374)

納付証明書を発送 社会保険料控除として申告できます

市は、1月下旬に「平成24年分申告用国民健康保険税納付済確認書」「後期高齢者医療保険料平成24年納付証明書」「介護保険料平成24年納付証明書」を郵送します。

平成24年中に納付した国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の保険税(料)は、同年分の年末調整・確定申告・個人住民税申告のときに、費用を負担した人の社会保険料控除として申告できます。

ただし、特別徴収(年金天引き)で納付した場合、社会保険料控除として申告できるのは年金受給者本人に限られます。

問合せ先＝▼国民健康保険・後期高齢者医療に関すること…国保医療課(☎64-1332、☎64-1374) ▼介護保険に関すること…高齢介護課(☎64-1373)

学生は納付猶予・免除制度を
学生や収入が少なく保険料を納付できない人は、納付の猶予・免除の制度があります。未納期間が続くと、老齢年金・障害年金が受給できなくなったり、年金額が少なくなったりする場合があります。猶予・免除制度は、申請してください。

- ▼学生：免除制度
- ▼学生：学生納付特例制度
- ▼自営業者など：保険料免除制度・若年者納付猶予制度

平成24年分の確定申告期間は、2月18日(金)～3月15日(金)です。今年は、申告会場が鹿六会場から宇治税務署に変わります。準備を早めに行い、忘れずに申告をお願いします。

問合せ先
▼所得税の確定申告に関すること…宇治税務署(☎44・4141)
▼市・府民税の申告に関すること…税務課(☎64・1317)

期間＝2月18日(金)～3月15日(金) なお、還付申告は2月1日(金)から受け付けます(土・日曜日、祝日を除く)。時間＝午前9時～午後5時 混雑の状況により早めに受け付けを終了する場合があります。

場所＝宇治税務署1階(宇治市大久保町井ノ尻60・3)

- ◆申告書の提出が必要なもの
- ①給与所得がある人
- ▼年間収入額が2千万円を超える
- ▼2カ所以上から給与収入がある
- ▼給与・退職所得以外の所得合計額が20万円を超える
- ②公的年金などの雑所得のみで、所得金額が所得控除の合計額を超える人

なお、公的年金などの収入額の合計額が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は確定申告は不要です。

※不要となる場合でも、市・府民税の申告と、所得税の還付を受けるための確定申告は必要です。

③①・②以外で各種の所得合計額が所得控除の合計額を超える人など

◆申告に必要なもの◆ 印鑑、生命保険・地震保険・国民年金保険料などの控除証明書、各種証明書、所得税の還付を受ける人は、本人名義の振り込み先が分かるのが必要です。

市・府民税の申告と簡易な所得税の確定申告は、市役所でも受け付けます。受け付ける所得税の確定申告書は、給与所得・雑所得(公的年金など)・青色申告以外の農業所得などの簡易な申告に限ります。

期間＝2月18日(金)～3月15日(金)(土・日曜日を除く) 時間＝午前9時～午後4時 場所＝コミュニティホール

簡易な申告は市役所で受け付けは2月18日から

年金受給者・給与所得者は、宇治税務署が開く出張申告場の利用が便利です。日にち＝2月7日(木)・8日(金) 時間＝午前9時30分～午後4時(正午～午後1時を除く) 場所＝コミュニティホール

平成24年度に第1号被保険者が支払う保険料額は、月額1万4千980円です。

【保険料】 加入手続きが必要で、(第1号被保険者) 市役所

▼サラリーマン・公務員(第2号被保険者)や扶養する配偶者(第3号被保険者) 勤務先の事業所。事業所などへの個別の手続きは不要です。

▼学生・自営業者など(第1号被保険者) 市役所

▼市民年金課(☎64・1333) ▼京都南年金事務所(☎075・643・2547)

2月18日 3月15日

確定申告の会場は宇治税務署に変更



近くて便利な出張申告「コミュニティホール」

20歳からは国民年金 老後の安心をサポート

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気・けがで重い障がいが残ったときにも年金を支給し、人生の方が一をサポートする制度です。20歳になったら、国民年金の加入手続きが必要です。

【保険料】 平成24年度に第1号被保険者が支払う保険料額は、月額1万4千980円です。

加入手続き先

▼学生・自営業者など(第1号被保険者) 市役所

▼サラリーマン・公務員(第2号被保険者)や扶養する配偶者(第3号被保険者) 勤務先の事業所。事業所などへの個別の手続きは不要です。

▼市民年金課(☎64・1333) ▼京都南年金事務所(☎075・643・2547)